

經濟論叢 每月一日發行
 第四十七卷第四號 昭和十三年十月一日發行
 大正四年六月二十一日第三種郵便物認可

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號四第 卷七十四第

行發日一月十年三十和昭

論叢

三通小考

法學博士 財部 靜治

起債増税比較論

經濟學博士 汐見 三郎

土地利用組合の一つの型

經濟學博士 八木芳之助

時論

中支法幣對策

經濟學博士 飯島 幡司

支那法幣の發行銀行

十龜 盛次

研究

我國産業革命の始期

經濟學士 堀江 保藏

カール・メンガーの社會政策學批判

經濟學士 白杉庄一郎

ミユルダールの經濟變動理論

經濟學士 青山 秀夫

說苑

軍需工業に對する國家統制

經濟學士 大塚 一朗

臨時地方財政補給金の一考察

經濟學士 田杉 競

附錄

彙報

外國雜誌論題

(禁轉載)

臨時地方財政補給金の一考察

その本質と二府縣における實蹟

田 杉 競

一 序

地方財政の經費の膨脹と、その反面、收入の側における補助金體系の發展とは必然的の傾向であり、世界主要國の實例も之を證明してゐるが、¹⁾補助金體系そのものも時と共にその内容に變化を見つゝある。我國地方財政における種々の補助金は新しいものではないが、これらと本質的に異なる地方財政調整交付金制度が内務省の一部より提唱されてより幾年か、昭和十一年に初めて臨時町村財政補給金が生れるに至つた。之は昭和十二年度には臨時地方財政補給金と名を改め、引續き十三年度にも及んでゐる。勿論、當初は臨時應急の措置として實現されたのであるが、地方財政の根本的改革が一應取止められたが故に、依然「應急措置」な

1) Haensel, P., Local Finance (Article of the Encyclopaedia of Social Sciences).

2) Newcomer, M., Central and Local Finance in Germany and England, 1937, p. 183 et seq.

がら金額を増し、繼續して實施されてゐるのである。之は最初唱へられたる地方財政調整交付金と同一ではないが、それへの進化の一段階と考へられ、英國の General Exchequer Contribution と共に一般的財政補助金の一典型となすに足るものである。

然し昭和十二年度臨時地方財政補助金要綱にもある通り、それが「過重ナル地方税負擔、就中農山漁村住民ノ負擔ノ輕減」を目的としてゐることは、此の補助金の性質を決定するものであり、特に注意する必要がある。この限りに於て補助金體系發展の傾向からいへば過渡的段階にあるものと考へられるのであるが、それは如何なる意味に於て過渡的段階なりや、又現實にはこの補助金は過重なる地方税負擔を如何なる程度に輕減してゐるか、以下簡單にこれら二點を論じたい。紙幅の關係上、道府縣補助金を除き市町村補助金のみを取扱ふこととする。而して主として昭和十二年度の實績につき、又兵庫縣及び京都府のみを考察し、個々の町村については、夫々農業・養蠶業・林業及び漁業

臨時地方財政補助金の一考察

を主とせる村、即ち農村・養蠶村・山村及び漁村として中位にありと認められる數ヶ村を抽出して之について研究することとする。

二 特定目的補助金と地方財政補助金

地方費を支辨するには凡そ三つの方法がある。簡單にいへば、獨立税源によるもの、國税々源に依存するもの、補助金によるもの之である。之を歴史的に見れば、國と地方とが夫々獨立の税源を有する第一の方法から、國税に對して附加税を附し、又は國税收入を一定割合で國と地方とが分配し (Finanzausgleich)、或は同一税源に兩者が獨立に課税する第二の方法に進んだ。第二の方法は主要税源が國家に保留され、地方團體が之に依存するものであるから、更に財政需要が増大するに及んで第三の補助金體系が著しく發展せざるを得ない。租税は國家に於て集中的に課徴し、その收入を補助金として地方團體に分配するのである。何が、³⁾ 發展の原因であるかについては他の機會に述べたか

3) Haensel, *ibid.*, Newcomer, *ibid.*, p. 7-11.

4) 拙稿、地方財政に於ける補助金制度の發展(財政、昭和十三年七月號、17頁以下)。

ら、茲には補助金制度そのもの、發展について少しく考察を加へよう。

補助金はその目的よりして特定目的の補助金と財政補助金とに分つことを得る。前者は委任事務に對する國の分擔金、又は特定事務に對する國の獎勵金として與へられるものであり、從つて特定の行政事務を目的とする。教育費補助金・土木費補助金の如き之である。之に對し後者、即ち一般地方財政に對する補助金が新しく生れた。即ち(一)地方行政事務一般の擴充、從つてそのための地方財政の強化、又は(二)地方税負擔の輕減及び公平化を目的とする補助金である。昭和十二年廣田内閣における馬場税制案の一部をなした地方財政調整金制度は、「中央地方に通ずる税制の根本的改革」の重要な一部分として、この兩者を目的とし、從つて戸數割の如き過重な地方税・各種制限外課税等の廢止と同時にに行はれる筈であつたし、又一部徴收地に還付する外、府縣市町村の窮乏の程度と人口とを標準として配分される筈であつた。⁵⁾ 然るに昭和十二年度の臨時地

方財政補給金要綱はその目的として「過重ナル地方税負擔、就中農山漁村住民ノ負擔ノ輕減ヲ爲サシムル爲」と記し、又同補給金規則(昭和十二年七月二十九日、内務省令第三十一號)第一條にも同様の趣旨が明記されてある。茲に於てこの補給金は第一に特定行政事務の經費に對する補助金ではなく、財政補助金であること、第二に直接には地方財政の強化を目的としないことを知ることが出来る。この點は内務省當局者も強調するところであり、全くこの補給金を特色づけるものである。勿論この特色は補給金の使途に關する規定にも當然現れてゐる。即ち使途は原則として減税に限り、例外として歳入缺陷の補填を認めたと、この補助金を以て新事業を行ふことは許されない。昭和十三年度の補給金要綱にては、「過重ナル地方税負擔……ノ輕減ヲ圖リ」の下に「地方財政ノ窮乏ニ對處スル爲」なる語を加へたのみ。之は減收補填の範圍を擴げ、又支那事變に伴ふ經費及び歳入の減收の補填等に充當せしむることとし、たからであり、補給金の本質を變へるには至らない。

5) 汐見三郎、日本財政政策、181頁以下。三好重夫、臨時地方財政補給金制度詳解(地方行政、第45卷第9號、13頁、29頁以下)參照。汐見三郎、地方財政調整交付金制度(自治制發布五十周年記念論文集、637—642頁)。

かくして臨時地方財政補助金はその目的において一面的なるものであり、地方財政の健實なる發展のためには、更に進んで他の一面、即ち地方行政活動の充實、又は地方財政の強化といふ目的をも併有する補助金制度に到達せねばならぬ。而して當局者も亦根本的にはかゝる必要あることを認めてゐるやうである。蓋し地方税の負擔は既に過重となつてゐるにも拘らず、尙地方行政事務については地方的に相當の差等あり、何等かの補正又は援助がこの點に加へられるに非れば足らざるものがあるからである。

今、特定目的の諸補助金と一般財政補助金たる地方財政補助金とを簡單に比較し、新制度たる後者が地方収入において如何なる重要性を持つかを見よう。特定目的の補助金中主要なものを挙げると次の如くである。

教育費——義務教育費國庫下渡金、青年學校費補助金等

土木費——道路、港灣事業に對する補助金等

臨時地方財政補助金の一考察

衛生費——傳染病豫防費補助金等

役場費——各種統計調査費補助金等

社會事業費——救護費、地方改善費、職業紹介所費

補助金等

これら國庫又は府縣補助金は特定事務に對して與へられ、補助金の金額も概ね夫々の經費に對し一定割合を以て定められる。唯だ義務教育費國庫下渡金は一定の基準によつて算定されるが、例外として貧弱町村に對する増加補助金を認め、事實に於ては寧ろ後者の方が多額となつてゐる點よりすれば、地方財政に對する一般的補助を與へる財政補助金としての性質をも併有してゐる。之國庫下渡金⁵⁾が準財政補助金と呼ばれる所以である。昭和十二年度に於ける(A)特定目的の補助金と(B)準財政補助金(義務教育費國庫下渡金)と(C)財政補助金(臨時地方財政補助金)とを比較すれば、財政補助金の地方財政における重要性は注目し値ひすることを知らる。(國稅及び府縣稅徵收交付金を除く。單位圓)

- 6) 三好重夫、前掲。
- 7) 汐見三郎、日本財政政策、179頁。
- 8) 市町村立尋常小學校費臨時補助金(昭和7—10年度)も亦貧弱町村に増加交附せられた。
- 9) 兵庫縣、昭和十二年度市町村豫算一覽表、京都府、昭和十二年度町村財政概要及び實地調査による。

臨時地方財政補助金の一考察

府縣及村	義務教育費國庫下渡金(B)	其の他國及府縣補助金(A)	臨時地方財政補助金(C)	補助金總額中においての割合
兵庫縣	三、一九六、六一	二、五五〇、〇六六	二、七六三、四九〇	三三・六%
口吉川村	四、八三三	三、七〇〇	三、二八八	二七・七
神田村	八、〇〇〇	三、三三〇	二、四七九	五〇・三
谷外村	三、九〇〇	九、八七〇	三、六八二	三二・一
口大屋村	四、七〇二	四、四六〇	九、九九二	五〇・一
神樂村	六、三三三	一、三三一	九、〇〇二	五〇・〇
江川村	四、七〇〇	一、四三七	五、七八三	四八・四
熊次村	五、三二〇	三、五三二	八、九三二	一八・〇
越知谷村	五、〇〇一	四、七四二	六、〇七二	三六・三
奥谷村	六、四〇〇	一、八八四	五、九四九	四三・〇
口佐津村	七、一八八	四、八八五	二、八五一	三三・〇
室津村 ¹⁰⁾	六、四〇〇	九、五	九、五三三	五五・五
沼島村	四、〇〇〇	一、四六三	五、〇四九	四八・〇
京都府	九四九、九〇五	四五二、一四七	一、二六八、二〇六	四五・四
富本村	四、九八六	一、四四五	四、六四一	四二・九
與謝村	三、三九一	六、九四四	五、〇三〇	三三・七
吉美村	二、六七四	三、七五	四、五五四	五九・六
有路上村	三、五〇〇	一、八五	三、九六二	五二・六
小野郷村	二、五〇七	四三、〇四八	三、二〇九	六・五
花背村	二、四七五	四、三	三、〇七八	五〇・九
黒田村	三、七三〇	一、五三六	四、五〇八	四一・一

第四十七卷 五九四 第四號 一四四

東大浦村	四、八六九	一、五〇六	五、六九〇	四一・一
伊根村	四、五五〇	九七九	七、四九〇	五〇・三
下宇川村	四、三〇〇	四七六	七、七四四	六二・三

兵庫縣に於ては市町村財政の補助金収入中、特定目的補助金は二九・七%、義務教育費國庫下渡金は三七・五%なるに對し、地方財政補助金は三三・六%を占め、京都府に於ては前者が夫々一七・五%、三六・九%を占むるに對し、後者は實に四五・四%に達する。¹¹⁾

臨時地方財政補助金は他の補助金と異り、その年度の當初豫算には計上することを許されてゐない。(唯昭和十三年度の豫算においては、前年度補助金中、道府縣財政補助金の交付に伴ひ廢止したる雜種税の市町村附加税に相當する額のみは補助金の交付を豫想して計上することを許された)。昭和十一年度の臨時町村財政補助金も十二年度の臨時地方財政補助金も原則として戸數割その他の租税負擔の輕減に充當せられたが一旦納税せしめたる税額の一部を後に還付したのである。それ故、補助金の交付をうけることによつて、結果としては稅收入がそれだけ減少を見、歳入總額は増

10) 津名郡室津村にして揖保郡室津村に非ず。

11) 英國における特定目的補助金 63.5%、一般財政補助金 36.5% (1934年度) と對比せよ。前掲拙稿、93頁參照。

特別補給金多く、逆に十二年度の地方財政補給金は一般補給金の方が特別補給金よりも多い。京都府に於ては特にその差が著しい。然し何れにしても市町村財政補給金は上表に明かなる如く、戸數割輕減のために最も多額を充當し、一般補給金と特別補給金とを合し戸數割の輕減に充當したる額は兵庫縣に於て戸數割總額の四二・三%に當り、京都府に於て同じく四四・〇%に當る。即ち戸數割は當初の半額近くに輕減されたのである。市町村立尋常小學校費臨時補助金は昭和七年度より十年度迄交付せられ、財政困難の市町村に特に多く與へられてゐたから、之が廢止はかゝる市町村に相當の歲入缺陷を生ぜしめる。之昭和十一年度においてのみ補給金の使途として之が補填を認めたる所以である。次に進んで各町村別に、兵庫縣及び京都府に於て標準的と認められる農村・養蠶村・山村及び漁村の若干について補給金の効果を見ることとするが、それに先立ち昭和十二年度の市町村財政補給金の配分標準を簡単に説明したい。

一、一般補給金 (イ) 課税力に依る配分 三千二百五十萬圓(十三年度三千五百萬圓) (〔 $\frac{\text{課税力}}{\text{標準課税力}} - 1$ 〕 \times 〔 $\text{標準課税力} \times \text{標準補給額}$ 〕) \times (A) を標準として接分する。茲に當該市町村の課税力とは、市町村の國稅額及び道府縣稅額に夫々附加稅制限率を乘じたるもの、¹⁴⁾ 標準課税力とは全國市町村の上記稅額に夫々附加稅制限率を乘じたるもの、¹⁵⁾ 人口一人當額を基準として二圓五十錢とされてゐる。即ちこの標準により課税力(財政力)の乏しきものに多くの補給金が與へられることとなる。

(ロ) 戸數割過重額(減稅所要額)¹⁵⁾に依る配分 三千五百萬圓(十三年度五千五百萬圓) (〔 $\frac{\text{戸數割過重額}}{\text{標準戸數割}} - 1$ 〕 \times 〔 $\text{標準戸數割} \times \text{標準補給額}$ 〕) \times (B) を標準として接分する。七圓とは從つて全國戸數割をこの程度迄引き下げんとする標準額と見るべきである。¹⁶⁾ この配分標準によつて戸數割の過重なる市町村に多くの補給金が與へられることとなる。

二、特別補給金 五百萬圓(十三年度二百萬圓)各種の特別事情を斟酌して配分する。

一般補給金については戸數割の負擔輕減が主目的であるが、課税力(財政力)豊かなる町村ならば一戸當り戸數割額が大であつても、實質的には負擔が重く感ぜられない。之國稅及び道府縣稅(に制限率を乘じたる

14) 免租年期地段別割、御料林下賜金、國有林野交付金、海軍助成金を之に加算する。

15) 昭和十三年度補給金にあつては戸數割以外に他の要素を考慮してゐる。之國稅改正等の新しき事情に因る。

16) 三好重夫、前掲、81頁。

もの(イ)は比較的財政力を公平に反映するものと考へ、(イ)の標準を(ロ)の標準と併用したのである。¹⁷⁾

然し乍らこの(イ)(ロ)によつては直ちに各町村の配分額を算定することが出来ない。即ち全各市町村の兩標準を集計したる上、その中において當該市町村の占むる割合を知らねばならぬ。或は當該町村の(イ)(ロ)兩標準に乘すべき按分率が算出されれば之を乘じて實際の配分額を知ることを得る。かくて

$$(イ) \quad [2.50 - (\text{當該市町村の課税力})] \times (A) \times (\text{按分率})$$

$$(ロ) \quad [(\text{當該市町村の一世帯當戸數割}) - 7.00] \times (\text{世帯}) \times (\text{按分率})$$

昭和十二年度の地方財政補給金の上掲各村交付額と之による戸數割及び雜種税附加税の輕減額とを見れば次表の如くである。¹⁸⁾ (單位圓)

農(口吉川村) 村(神出村) 谷外村	兵 庫 縣		總 額		輕減額		附加税		輕減率		當初豫算	
	補給金	戸數割	雜種税	附加税	輕減額	輕減率	當初豫算	輕減額	輕減率	當初豫算	輕減額	輕減率
三、二八六	三、二三五	三三	一、四七九	一、三三三	一、四七九	二、七六	三、二八六	一、四七九	二、七六	三、二八六	一、四七九	二、七六
三、六八二	三、六六七	三五	三、六八二	三、六六七	三、六八二	三、六八二	三、六八二	三、六八二	三、六八二	三、六八二	三、六八二	三、六八二

臨時地方財政補給金の一考察

養口大屋村	江神樂村	山越知谷村	山奥谷村	漁口津村	漁沼津村
九、九九一	九、〇〇一	八、九三三	八、〇七三	二、八五一	九、五五三
九、九六六	八、九八八	八、九三〇	六、〇五一	二、六九五	九、四九六
五、七三三	五、七三三	五、九四九	五、九四九	四、九四九	四、九四九
二、三三三	二、三三三	二、三三三	二、三三三	二、三三三	二、三三三
五、〇〇〇	四、三三三	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇

農富本村	農吉美村	山小野郷村	山花背村	山黒田村	漁東大浦村	漁伊根村	漁下宇川村
四、六四一	四、五二四	三、三〇九	三、〇七六	四、五〇八	五、六六九	七、四九九	七、七二四
四、四五六	四、四五六	三、二八二	三、〇四七	四、四八八	五、六六八	六、六六七	七、五〇六
二、五六一	二、五六一	二、五六一	二、五六一	二、五六一	二、五六一	二、五六一	二、五六一
四、四五六	四、四五六	四、四五六	四、四五六	四、四五六	四、四五六	四、四五六	四、四五六
二、三〇〇	二、三〇〇	二、三〇〇	二、三〇〇	二、三〇〇	二、三〇〇	二、三〇〇	二、三〇〇

昭和十一年度の町村財政補給金は總額二千萬圓に過ぎなかつたから、農村及び養蠶村の如き資力あるところにては一般補給金を受けてゐないものが屢々ある。十二年度の地方財政補給金は總額も一億圓となり、此處に掲ぐる程度の村は何れも相當額の交付をうけ、戸數割負擔の約三〇——六五%の輕減を見たのである。一般に戸數割輕減率は農村に小、山村及び漁村に大で

17) 三好重夫、前掲、66—69頁。
18) 府縣廳及び各村における實地調査による。

あり、養蠶村はその中間に位する。しかも山村・漁村にては租税負擔の極めて大なる部分が戸數割によつて占められてゐる事實に注目するとき補給金の効果は大なりといはねばならぬ。中には戸數割一世帶當額が七圓未滿となれる村——例へば兵庫縣沼島村（六圓八十八錢）の如きがある。昭和十二年度補給金によつて戸數割一世帶當額が七圓未滿となれる村は兵庫縣に於ては一般補給金により六ヶ村、特別補給金により更に五ヶ村を見出す¹⁹⁾。

然し乍ら戸數割負擔輕減の割合は戸數割の高さに必ずしも比例してゐない。之二つの配分標準（上掲イ、ロ）が設けられた結果である。例へば京都府裏日本側の町村にあつては奥丹後震災のため、其他の事情により戸數割負擔は大であるが、縮緬織物業などにより相當の課税力を有してゐる。従つて前掲（イ）の標準による補給金の交付は多くないのである。反對に兵庫縣裏日本側にある町村は屢々戸數割負擔も著しく高く課税力も缺乏してゐるため補給金の多いものがある。然し何

れにしても補給金が多くなると「補給金交付方法」における交付額制限の規定によつて或る程度まで減額されることがある。

補給金交付額の制限規定は四つある。即ち（一）課税力特に豊かなる市町村、又は（四）補給金特に少額なる市町村には一般補給金は交付されない。（二）補給金が課税力に比して過多なる場合、即ち「一般補給金ノ配分額ヲ制限率ニ依り算出シタル國稅附加稅及道府縣稅附加稅額ト看做シ計算シタル場合ニ於ケル當該市町村ノ課稅力ガ標準課稅力ノ二倍ヲ超ユル」場合であつて、一般補給金はその限度迄減額される。難解なる規定であるが、その意味は國稅附加稅及び道府縣附加稅額に夫々制限率を乗じたる額と一般補給金の配分額との合計の人口一人當額が五圓を超過する場合、その限度迄減額するといふのである。（三）補給金が減稅所要程度に比し過多なる場合の制限は「一般補給金ノ配分額ト制限率ニ依り算出シタル國稅附加稅及道府縣稅附加稅額並ニ爾餘ノ稅額（戸數割ヲ賦課スル町村ニ在リテハ一世帶

19) 兵庫縣廳における資料による。

平均三圓五十錢ニ相當スル戸數割稅額²⁰⁾トノ合算額ガ現在稅總額ヲ超ユル市町村ニ對シテハ市町村財政補助金中一般補助金ハ其ノ限度迄減額シテ之ヲ交付ス²⁰⁾とあるのが之である。京都府及び兵庫縣の裏日本側の村には(二)の規定の適用されるものがかなりある。

四 戰時下における地方財政補助金

昭和十一年度に始めて臨時町村財政補助金が生れ、十二年度には一億圓の金額を以て臨時地方財政補助金が地方團體に交付せられた。後者は前者の發展であるが、本質的に兩者は同一のものである。財政補助金、即ち一般地方財政に對する補助金たる意味に於て我國補助金體系中劃期的な制度といはなければならぬ。然し乍らこの補助金の目的とするところは専ら地方稅負擔の軽減であり、地方行政事務の擴充、地方財政の強化を目的としないところに過渡的性質を認めねばならないと考へる。而して地方稅負擔の軽減に關する限りに於てはこの補助金は相當の効果を擧げてゐること、上述の諸統計の示す如くである。

臨時地方財政補助金の一考察

地方財政の行詰りが問題とされたのは既に古く、種の對策が立案せられ、議會にも提案された。内務省の財務當局はその根本原因を研究し、國民經濟の發展せる實情と、獨立稅及び附加稅による地方稅體系とが相容れざるに至り、負擔の過重と不公平とを招くに至つたことを知つた。地方財政調整交付金制度の提唱が行はれたのは之に基き、時恰も經濟界の不況が農村に痛烈なる打撃を與へてゐた昭和六、七年頃であつた。英國の財政補助金たる General Exchequer Contribution が經濟界の不況を契機として實現されたこと²¹⁾相通するものあるは興味が深い。臨時町村財政補助金の生誕を見たのは漸く昭和十一年、折から軍需産業及び輸出産業の好況が僅か乍ら農村にも好影響を及ぼさんとしてゐたのである。然るに昨年夏、支那事變勃發以來の農山漁村の經濟事情は必ずしも良好とはいへない。一方地方團體の經費及び市町村民の公課負擔は相當の増大を示してゐる。²²⁾この時に當り地方財政補助金の意義は誠に大なるものがあると同時に、出來得べくんば更にこの制度の擴充が望ましい。

20) 昭和十三年度補助金交付方法にはこの點修正が施されてゐる。

21) Newcomer, *ibid.*, p. 183.

22) この點農山漁村における實地調査の結果による。